

第 1 1 1 回 宍粟市議会臨時会会議録（第 1 号）

招集年月日 令和 5 年 4 月 2 6 日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 4 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 1 日）

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 56号議案 令和 4 年度宍粟市一般会計補正予算（第 11号）の専決処分（専決第 7 号）の承認について

第 57号議案 令和 4 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分（専決第 8 号）の承認について

日程第 4 第 58号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第 9 号）の承認について

第 59号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第 10号）の承認について

日程第 5 第 60号議案 令和 5 年度宍粟市一般会計補正予算（第 2 号）

追加日程第 1 第 56号議案 令和 4 年度宍粟市一般会計補正予算（第 11号）の専決処分（専決第 7 号）の承認について

第 57号議案 令和 4 年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分（専決第 8 号）の承認について

追加日程第 2 第 58号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第 9 号）の承認について

第 59号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第 10号）の承認について

追加日程第 3 第 60号議案 令和 5 年度宍粟市一般会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 56号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）の専決処分（専決第7号）の承認について
第 57号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第8号）の承認について
- 日程第 4 第 58号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認について
第 59号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認について
- 日程第 5 第 60号議案 令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第 1 第 56号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）の専決処分（専決第7号）の承認について
第 57号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第8号）の承認について
- 追加日程第 2 第 58号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認について
第 59号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認について
- 追加日程第 3 第 60号議案 令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）

応 招 議 員（14名）

出 席 議 員（14名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 山 下 由 美 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 前 田 佳 重 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 欠 番	12 番 林 克 治 議員
13 番 欠 番	14 番 今 井 和 夫 議員
15 番 大久保 陽 一 議員	16 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員（なし）

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	大前和浩	君	書	記	岸元秀	高	君
書記	小椋沙織	君	書	記	幸長祥	太	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三	君	副市長	富田健次	君
教育長	中田直人	君	市長公室長	水口浩也	君
総務部長	砂町隆之	君	市民生活部長	森本和人	君
健康福祉部長	橋本徹	君	産業部長	中村仁志	君

(午前 9時30分 開会)

○議長(飯田吉則君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第111回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告4、本日、市長から議案5件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(飯田吉則君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

2番、垣口真也議員、3番、神吉正男議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長(飯田吉則君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 第56号議案～第57号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第3、第56号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第11号)の専決処分(専決第7号)の承認について及び第57号議案、令和4年度

宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第8号）の承認についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さんおはようございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第56号議案及び第57号議案の補正予算の専決処分の承認2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、補助事業の申請の都合による予算の整備のほか、やむを得ない事情により年度内完了が困難となったものの繰越明許費の計上を行ったものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第56号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第11号）の専決処分（専決第7号）の承認についてであります。農村地域防災減災事業として実施するため池整備計画書の作成に、令和4年度予算として県補助金が割り当てられ、令和5年度から前倒しして実施することになったことに伴い、その委託料を追加するものであります。

歳入歳出にそれぞれ1,600万円を追加し、補正後の総額を249億8,416万6,000円としたものであります。なお、この事業につきましては、繰越明許費を追加し、全額を令和5年度に繰り越した上で執行することとしています。

次に、第57号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分（専決第8号）の承認について、電子部品の納期遅延により、医療機器が年度内に導入できないことが判明したため、その繰越明許費を計上するものであります。

以上、補正予算の概要の御説明を申し上げましたが、この2議案につきましては、会計年度の終了間近で急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第56号議案及び第57号議案の2議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第4 第58号議案～第59号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第58号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認について及び第59号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認についての2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第58号議案及び第59号議案の税関係2議案の専決処分の承認を求める件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第58号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認につきましては、地方税法等の一部改正により、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を講じ、軽自動車税種別割のグリーン化特例等の特例措置の適用期限の延長等を行うほか、所要の文言の整理、引用部分の条項ずれに対応するものであります。

次に第59号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認につきましては、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられるとともに、税額の軽減に係る基準が拡大されたことに伴い、本市も同様の改正を行うほか、所要の文言の整理を行うものであります。

以上、概要の説明を申し上げましたが、この2議案につきましては、いずれも法令の改正が令和5年3月31日に公布されたことから急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第58号議案及び第59号議案の2議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第5 第60号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第60号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第60号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国において、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を給付することが決定されたことに伴い、当該給付事業に必要な事業費と事務費について、国庫支出金を財源として追加するものであります。

補正額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ4,778万3,000円を追加し、補正後の総額を229億280万8,000円とするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第60号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前 9時41分休憩

午前 10時50分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま各常任委員長より議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。第56号議案から第60号議案までの5議案を日程に追加し、追加日程第1号から追加日程第3号として議題としたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、第56号議案から第60号議案までの5議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 第56号議案～第57号議案

○議長(飯田吉則君) 追加日程第1、第56号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第11号)の専決処分(専決第7号)の承認について及び第57号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第8号)の承認についての2議案を一括議題とします。

本2議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました第56号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第11号)の専決処分(専決第7号)の承認について及び第57号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)の専決処分(専決第8号)の承認についての2議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

委員会は本会議休憩中に開催し、関係職員に説明を求め、詳細審査を行いました。

まず、第56号議案の主な内容は、農村地域防災減災事業として実施するため池整備計画書の作成に、令和4年度予算として県補助金が割り当てられ、令和5年度から前倒しして実施することになったことに伴い、その委託料を追加するものであります。

次に、第57号議案の主な内容は、医療用機械器具の購入に当たり、その製造に要する半導体等部品の納期遅延により、医療機器が年度内に導入できないことが判明したため、その繰越明許費を計上するものであります。

審査の中で委員からは、こういった治療に使用する機器で、納入の見通しは。また診療への影響と対応策についての質疑があり、それに対して当局からは購入機器はマイクロ治療器で神経痛などの痛みを緩和するための器具で、納入業者へ確認を行った結果、8月末までには納入される見通しである。納期遅れに対しては、現在2台を保有しており、安定して稼働しているので影響はないものとの回答がありま

した。

その後自由討議を行い、参考に採決しました結果、第56号議案及び第57号議案の専決処分の承認についての2議案については、全会一致で原案を承認すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第56号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第56号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第56号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、第57号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第57号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第57号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

追加日程第2 第58号議案～第59号議案

○議長（飯田吉則君） 追加日程第2、第58号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認について及び第59号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認についての2議案を一括議題とします。

本2議案は、本日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 報告いたします。本日付託されました第58号議案、宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認について及び第59号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認についての2議案は、第2回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

まず、第58号議案についての内容ですが、地方税法等の一部改正により、長寿化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置並びに、軽自動車税種別割のグリーン化特例等の特例措置の適用期限の延長などを行うものです。

審査の中で委員からは、今回の改正で対象となるマンションが、市内にあるのかとの質疑があり、当局からは、市内に2棟対象となるマンションがあるとの回答がありました。

次に、第59号議案についての内容は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられるとともに、税額の軽減に係る基準が拡大されたことに伴い、宍粟市も同様に条例改正するものです。

審査の中で、委員からは、後期高齢者支援金など課税限度額引き上げの影響について、どの程度の市民が負担増になるのかなど、対象市民への影響について質疑がありました。

当局からは、今回、後期高齢者支援金課税限度額が20万円から22万円に引き上げられることにより、負担増になる世帯は、本年4月25日時点で、国民健康保険に加入されている全4,725世帯のうち、177世帯が対象世帯となる。加入世帯のうち約3.7%の世帯が負担増となりますとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第58号議案及び第59号議案の

2 議案は全会一致で承認すべきものと決しました。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第58号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、第59号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

追加日程第3 第60号議案

○議長（飯田吉則君） 追加日程第3、第60号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正

予算（第2号）を議題とします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました第60号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本委員会は、本会議休憩中に開催し、関係職員に説明を求め、詳細審査を行いました。第60号議案の主な内容は、国において、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を給付することが決定されたことに伴い、当該給付事業に必要な事業費と事務費について、国庫支出金を財源として追加するものであります。

審査の中で委員からは、国の予備費を使っての支援であるが、令和5年度の新課税世帯を対象としていいのかとの質疑があり、当局からは国のQ&Aを確認すると、家計急変もあるため、所得要件として取り扱ってもよいと県にも確認しているとの回答がありました。

次に、直近で収入の減った家庭に関しては要申請とあるが、どのように広報して申請、振り込みするのか質疑が出され、家計急変の対象については、基準日など国により示され次第、市広報誌や子育てアプリなどで周知が行き届くようにしたいとの回答がありました。

その後自由討議を行い、参考に採決しました結果、第60号議案の補正予算については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第60号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、第111回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 垣 口 真 也

宍粟市議会議員 神 吉 正 男